

茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の企業、団体及び個人（以下「企業等」という。）が茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 ロゴを使用しようとする企業等は、茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴマーク使用申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴマーク使用許可書（様式第2号）により当該申込みをした企業等に通知するものとする。

3 協議会は、ロゴの使用の許可に際しては、必要な条件を付することができる。

4 協議会の構成団体（以下「構成団体」という。）及び報道機関が報道又は広報の目的で使用するときは、口頭により申請するものとする。

(使用の制限)

第3条 協議会は、前条に規定する申込みをした企業等が次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しないものとする。

- (1) 協議会の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を協議会が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他協議会が適当でないと認めるとき。

(ロゴデータ・ロゴシール)

第4条 協議会は、第2条の規定により許可を受けた企業等（以下「使用者」という。）に対し、ロゴデータ及びロゴシールを提供することができる。ただし、ロゴシールはロゴを土産用として販売する商品に使用する場合に限る。

2 協議会は、前項のロゴシールを提供した企業等から、茨城県北「ひよっこ」推進協議会ロゴシール再提供申込書（様式3）の提出があった場合は、ロゴシールを提供することができる。

(変更)

第5条 使用者は、第2条第1項の申請内容を変更しようとするときは、速やかに協議会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(許可の取消し)

第6条 協議会は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) この要綱又は使用の許可条件に違反したとき。
- (3) その他協議会が適当でないと認めるとき。

2 協議会は、前項に規定する許可の取消しを行った場合において、使用者の損害が生じても協議会はその責めを負わないものとする。

第7条 ロゴを使用できる期間は、平成30年3月31日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、ロゴの使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。

(使用責任)

第10条 ロゴを使用した商品等（以下「ロゴ商品」という。）の流通又は販売の過程において、品質等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその一切の責任を負うものとする。

2 使用者は、事故等により協議会又は構成団体に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用実態の調査)

第11条 協議会は、ロゴの使用状況について調査するため、使用者に対しロゴの使用実態の報告及びロゴ商品の提出を求めることができる。

(ロゴ付土産品ひよっコラボセクション)

第12条 協議会は、ロゴ商品のうち土産用として販売する商品については、ロゴ付土産品ひよっコラボセクションとしてホームページ等により広く周知することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月13日から施行する。